



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月 2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 条例

*38 和歌山県税条例の一部を改正する条例

(税務課)

公布された条例のあらまし

◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の改正に伴い、県民税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税、軽油引取税、狩猟税等の改正を行いました。

(1) 県民税

ア 公益法人制度改革に伴い、規定の整備を行いました。(第32条関係)

イ 住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合でも、市町村長がやむを得ない理由があると認めるときは、税額控除を適用できることとしました。(附則第6項の5関係)

ウ 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例について、経過措置を講じた上、廃止することとしました。(附則第14項の2の25及び附則第14項の2の26関係)

(2) 不動産取得税

ア 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置について、その適用期限を延長することとしました。(附則第10項の2の3関係)

イ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を緩和する不動産取得税の特例措置について、その適用期限を延長することとしました。(附則第10項の2の2関係)

(3) 自動車税

環境負荷の小さい自動車等の税率の特例措置について、軽減対象を重点化し、その適用期限を延長することとしました。(附則第14項の11、附則第14項の12の2及び附則第14項の13の2関係)

(4) 自動車取得税

ア 平成21年自動車排ガス規制に適合した自動車について、税率を軽減する特例措置を講じました。(附則第17項の5関係)

イ 税率及び免税点の特例措置の適用期限を延長することとしました。(附則第15項及び附則第18項関係)

ウ 排出ガス性能等の優れた自動車に係る課税標準の特例措置について、重点化した上、その適用期限を延長することとしました。(附則第17項の3及び附則第17項の3の2関係)

エ 低公害トラック等に係る税率の特例措置について、重点化した上、その適用期限を延長することとしました。(附則第17項の5関係)

(5) 軽油引取税

税率の特例措置の適用期限を延長することとしました。(附則第20項の2関係)

(6) 狩猟税

対象鳥獣捕獲員について、税率を軽減する特例措置を講じました。(附則第22項関係)

2 施行期日

平成20年5月1日から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 4 月 30 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 38 号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第4号中「及び県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第4項に規定するものを除く。第19条において同じ。）」を削り、同条第3項中「法人税法第2条第6号の公益法人等（）」を「公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに）」に、「法人を含む。第33条において同じ」を「特定非営利活動法人をいう」に改め、同条第4項中「含む」の次に「。以下県民税について「人格のない社団等」という」を加え、「本節中法人に関する」を「この節の」に改める。

第18条の3第3項の表中「第1号」を「第1号オ」に、「第4号」を「第5号」に改める。

第19条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第1項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下「法人等」という。）」を削り、同条第2項中「法人等」を「法人」に改める。

第20条（見出しを含む。）中「法人等」を「法人」に改める。

第32条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第1項中「法人等の均等割」を「法人の均等割」に、「掲げる法人等」を「掲げる法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法 人 の 区 分	税 率
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び第18条第3項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲	年額 20,000円

<p>げる法人を除く。)</p> <p>オ 資本金等の額（法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として施行令で定めるところにより算定した金額をいう。）をいう。以下この表において同じ。）を有する法人（法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもの</p>	
<p>(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下であるもの</p>	<p>年額 50,000 円</p>
<p>(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であるもの</p>	<p>年額 130,000 円</p>
<p>(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下であるもの</p>	<p>年額 540,000 円</p>
<p>(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 50 億円を超えるもの</p>	<p>年額 800,000 円</p>

第 32 条第 2 項中「若しくは第 4 号」を削る。

第 33 条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条中「法人等が」を「法人が」に改め、同条第 3 号中「同条第 6 号の公益法人等」を「第 18 条第 3 項に規定する公益法人等」に改め、「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」を削る。

第 34 条（見出しを含む。）中「法人等」を「法人」に改める。

第 36 条の見出し及び同条第 1 項中「法人等」を「法人」に改め、同項第 3 号中「法人」を「特定非営利活動法人」に改め、同項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同条第 2 項及び第 3 項中「法人等」を「法人」に改める。

第 41 条第 1 項第 3 号中「分配」の次に「又は引渡し」を加え、同項第 4 号中「分配する」を「分配又は引渡しをする」に改め、同項第 5 号中「分配」の次に「又は引渡し」を加える。

第 42 条の 2 の 3 の見出しを「（第 37 条第 1 項第 1 号アに掲げる法人に係る法人の事業税の徴収猶予の申請）」に改める。

第 42 条の 14 第 2 項中「沖繩振興開発金融公庫、」及び「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は住宅を新築して譲渡する者で施行令で定めるもの」及び「（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成 10 年法律第 136 号）第 13 条第 1 項第 3 号の業務に基づ

き締結されるものに限る。)」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第42条の24第1項第4号を削り、同条第2項中「一」を「いずれか」に改める。

附則第6項の5中「記載した申告書」を「記載した県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に、「市町村民税に関する申告書」を「市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「場合」の次に「(県民税の納税通知書が送達された後に県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市町村長においてやむを得ない理由があると認められるときを含む。)」を加える。

附則第10項の2の2中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは家屋」を「又は家屋」に改め、「若しくは住宅を新築して譲渡する者で施行令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で施行令で定めるもの」及び「若しくは同条第3項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第42条の24第1項第4号」を削り、「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に、「これらの規定」を「同項ただし書」に改める。

附則第10項の2の3中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附則第14項の2の20中「及び附則第14項の2の25」及び「、第14項の2の25」を削り、「、第14項の2の23及び第14項の2の25」を「及び第14項の2の23」に改める。

附則第14項の2の21中「。附則第14項の2の26において同じ」を削る。

附則第14項の2の25及び第14項の2の26を次のように改める。

14の2の25及び14の2の26 削除

附則第14項の3中「法人等」を「法人(第18条第4項の規定により法人とみなされるものを含む。附則第14項の6及び第14項の7において同じ。)」に改める。

附則第14項の4の前の見出し中「中小法人等」を「中小法人」に改める。

附則第14項の6及び第14項の7中「法人等」を「法人」に改める。

附則第14項の11中「電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの」を「電気自動車(電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるものをいう。附則第14項の12の2において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)」に改め、「及び附則第14項の12の2」を削り、同項第1号中「平成7年3月31日」を「平成9年3月31日」に、「附則第14項の14」を「附則第14項の13の2」に改め、同項第2号中「平成9年3月31日」を「平成11年3月31日」に改める。

附則第14項の12中「施行規則で定める許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次項において「排出ガス保安基準」という。)に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの」に改める。

附則第14項の12の2中「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの」を「次に掲げる自動車」に、「平成16年4月1日から平成17

年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「平成17年度分」を「平成21年度分」に、「平成17年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に、「平成18年度分」を「平成22年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量(以下この号において「車両総重量」という。)が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

附則第14項の13の2中「基準エネルギー消費効率以上」を「基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上」に改め、「及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則で定めるもの(同項の規定の適用を受ける自動車を除く。)」を削り、「平成16年4月1日から平成17年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「平成17年度分」を「平成21年度分」に、「平成17年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に、「平成18年度分」を「平成22年度分」に改める。

附則第15項中「平成20年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第17項の3中「100分の120」を「100分の125」に、「平成18年4月1日から平成20年5月31日まで」を「平成20年5月1日から平成22年3月31日まで」に改める。

附則第17項の3の2中「100分の110」を「100分の115」に、「平成18年4月1日から平成20年5月31日まで」を「平成20年5月1日から平成22年3月31日まで」に改める。

附則第17項の5を次のように改める。

17の5 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。)の取得(附則第16項から第17項の3の2までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成20年5月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、第102条及び附則第15項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第15項に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあつ

ては100分の2（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあつては、100分の1）を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあつては100分の1（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあつては、100分の0.5）をそれぞれ控除した率とする。

- (1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの
- (2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの
- (3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車で施行規則で定めるもののうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

附則第18項中「平成20年5月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第20項の2中「平成20年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

（狩猟税の税率の特例）

22 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第133条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

- (1) 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第5項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録
- (2) 前号の狩猟者の登録（以下この号において「軽減税率適用登録」という。）を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類別の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受ける当該狩猟者の登録

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年5月1日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成19年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の和歌山県税条例（以下

「旧条例」という。) 附則第14項の2の25の県民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項及び旧条例附則第14項の2の26の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例附則第14項の2の25中「平成21年3月31日」とあるのは「平成20年4月30日」と、「租税特別措置法第37条の11第1項第1号に規定する金融商品取引業者」とあるのは「同法第2条第9項に規定する金融商品取引業者(同法第28条第1項に規定する第1種金融商品取引業を行う者に限る。)」とする。

(法人の県民税に関する経過措置)

- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 5 旧条例第18条第1項第4号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。
- 6 新条例第32条の規定(同条第1項の表の第1号アに掲げる法人に係る部分に限る。)は、平成20年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、旧条例第33条第3号に掲げる公共法人等に対して課する平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。
- 7 平成20年4月1日から平成20年11月30日までの間における新条例第32条第1項の規定の適用について

は、同項の表の第1号中

「 ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)

エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)

オ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として施行令で定めるところにより算定した金額をいう。))をいう。以下この表において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

「 ウ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(ア及びイに掲げる法人を除く。)

エ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規

とあるのは

定する相互会社にあつては、純資産額として施行令で定めるところにより算定した金額をいう。)をいう。以下この表において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

とする。

(事業税に関する経過措置)

- 8 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。)については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 9 次項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成20年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 10 新条例第42条の14第2項の規定は、施行日以後にされる同項の規定による家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡について適用し、施行日前にされた旧条例第42条の14第2項の規定による家屋の新築後最初に行われた独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は同項に規定する施行令で定める住宅を新築して譲渡する者に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 11 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成19年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 12 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(狩猟税に関する経過措置)

- 13 新条例附則第22項の規定は、平成20年4月1日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。